

参議院議員通常選挙

問市選挙管理委員会 ☎643・3111 内線741

投票所一覧

入場券記載の投票所をご確認ください

投票区	投票所
第1	高洲中学校屋内運動場
第2	生涯学習センター
第3	市役所1階ロビー
第4	藤枝小学校屋内運動場
第5	市立西益津公民館
第6	市立葉梨公民館
第7	葉梨西北小学校屋内運動場
第8	市立稲葉公民館
第9	市武道館
第10	青島第1自治会館
第11	瀬戸公民館
第12	市立青島北公民館
第13	大洲中学校屋内運動場
第14	藤の瀬会館
第15	高根幼稚園
第16	市立広幡公民館
第17	藤岡会館
第18	高洲南小学校屋内運動場
第19	青木公会堂
第20	市立青島南公民館
第21	茶屋河原会館
第22	市立大洲公民館
第23	原会館
第24	静清高校玄関ホール
第25	青島北小学校屋内運動場
第26	平島上公会堂
第27	藤枝東幼稚園
第28	青島小学校屋内運動場
第29	高洲第4自治会館
第30	市立高洲公民館
第31	志太教育会館
第32	岡部支所
第33	市民ホールおかべ
第34	朝比奈第一小学校体育館
第35	三輪公民館

※投票日は、市立公民館の業務は、一部を除き、お休みです。



投票日は、
7月11日(日)
午前7時～午後8時

市内で投票ができる人

今回の参議院議員通常選挙の投票ができる人は、日本国籍を持つ平成22年7月12日までに生まれた人です。藤枝市内で投票できるのは、このうち、平成22年3月23日までに藤枝市の住民基本台帳に登録され、その後、引き続き藤枝市に住んでいる人です。

※平成22年3月11日以降に市外に転出した場合でも、藤枝市の選挙人名簿に登録があり、転出した市区町村の選挙人名簿に登録されていない人は、藤枝市で投票することになります。

市外での投票となる人

平成22年3月24日以降に藤枝市に転入届を提出した人は、藤枝市の選挙人名簿に登録されていません。前住所地で投票してください。

入場券は忘れずに持参を

投票所への入場券は6月22日(火)ころから郵送します。入場券は大切に保管し、投票日には、必ずご自分の入場券をお持ちください。

投票所での投票は2回

投票所では、最初に静岡県選出議員の投票をしていただきます。薄い黄色の投票用紙に候補者の氏

名を記入してください。次に、比列代表選出議員の投票をしていただきます。白色の投票用紙に名簿届出政党などの名称(略称)または、名簿登載者の氏名を記入してください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に一定の事情で投票所に行くことができない人は、期日前投票や不在者投票を行うことができます。

期日前投票は、当日、投票所に行くことができない理由などを宣誓書に書いていただくだけで、投票日と同じように投票できます。とき／6月25日(金)～7月10日(土) 午前8時30分～午後8時

ところ／市役所3階会議室
持ち物／入場券(入場券が届いていない場合は必要ありません) ※岡部支所でも、7月3日(土)～10日(土)の間、期日前投票ができます。市役所と期間が異なります。ご注意ください。

公示日から投票日までの期間、市外に滞在している人や病院・施設などに入院・入所している人は、不在者投票を行うことができます。

期日前投票ができる人

次のいずれかの理由で、投票日に投票に行けない人は、期日前投票

票を行うことができます。

- ① 投票日に仕事・学業・冠婚葬祭・地域の行事(役員に限る)などで、投票所に行けない人
- ② ①以外の用事で、投票日に自分の投票区の区域外に滞在・外出・旅行中の人
- ③ 病氣・けが・出産などで投票所に行けない人

不在者投票ができる人

期日前投票ができる理由の①と②に該当する人が、市外に滞在中や旅行中の場合は、滞在先や旅行先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票することができます。お早めに投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙を滞在先へ郵送します。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、手帳に記載されている障害が一定の基準を満たす人や、介護保険の要介護度5の人は、在宅のまま郵便で不在者投票を行うことができます。

この場合、市選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」が必要となります。証明書の発行手続きは、手帳など、条件を証明するものをお持ちいただければ、代理人でも行うことができます。ただ

し、発行までに時間を要します。お早めに市選挙管理委員会にご連絡ください。

郵便による不在者投票ができる人のうち、自ら投票の記載ができないとして一定の要件に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出ている人(代理記載人)に投票に関する記載をしてもらうことができます。この場合も、市選挙管理委員会にご連絡ください。

点字・代理人による投票

目の不自由な人は、点字による投票を行うことができます。投票所の係員に申し出てください。

文字が読めない人や自分で文字が書けない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が投票の秘密を順守し、投票のお手伝いをします。

選挙公報を配布します

選挙公報は、7月9日(金)までに各世帯に配布する予定です。届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。各市立公民館にも用意します。ご利用ください。

開票は当日行います

開票は即日開票で、7月11日(日)午後9時10分から市民体育館で行います。